

平成22年度 第4回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

1. 日時：平成22年12月1日（水） 13：30～16：40
2. 会場：高松サンポート合同庁舎 13階 会議室
3. 出席者
委員：矢田部委員長、伊福委員、高塚委員、中野委員、松根委員、
渡邊委員
四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、
道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長 他
4. 議事内容
 - ・再評価審議
 - 1) 一般国道196号 今治道路
 - 2) 一般国道56号 松山外環状道路空港線
 - 3) 一般国道33号 三坂道路
 - 4) 一般国道33号 越知道路（2工区）
 - 5) 一般国道32号 猪ノ鼻道路
 - 6) 渡川総合水系環境整備事業
 - 7) 高知港三里地区国際物流ターミナル整備事業
 - 8) 三島川之江港金子地区国際物流ターミナル整備事業
 - ・事後評価審議
 - 1) 三島川之江港村松地区防波堤整備事業
5. 審議結果
 - ・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - 1) 一般国道196号 今治道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 2) 一般国道56号 松山外環状道路空港線
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 3) 一般国道33号 三坂道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 4) 一般国道33号 越知道路（2工区）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 5) 一般国道32号 猪ノ鼻道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 6) 渡川総合水系環境整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 7) 高知港三里地区国際物流ターミナル整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 8) 三島川之江港金子地区国際物流ターミナル整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - ・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - 1) 三島川之江港村松地区防波堤整備事業
「今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。